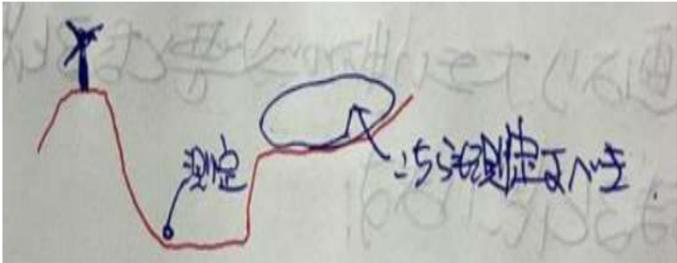


(仮称)鳥取西部風力発電事業 日野町住民説明会(2025年12月13日開催)におけるご質問への回答

No.	質問者の在住地区 *氏名および地番は個人情報にあたるため、掲載しておりません。	質問項目 (原文からの転記)	回答内容
1	日野町	22ヶ所の連続風車の場所は、鳥にとって危険すぎる。渡り鳥、おしどりは11月～3月の間江府、伯耆、南部の川・湖(ダム湖)に生活している。日野川のエサ場との間を行き来している。一羽たりとも風車で死なせてはならない。	日野町の町の鳥であるオシドリへのご懸念と理解して回答いたします。 現時点で風車がオシドリに与える影響として衝突数はゼロに近いと考えております。 理由としては過去の野鳥の調査では事業実施区域内で55個体、区域外で160個体のオシドリを確認しているものの、事業実施区域内において、風車の羽根の回転域を含む高度(地表から24.5m～195.5m)でのオシドリの飛翔は確認されておらず、風車の羽根への衝突の可能性は極めて低いと想定されているためです。この点についてはオシドリの習性として湖沼畔や渓谷の洲を好む点とも合致するため風車の設置によるオシドリへの影響は小さいと考えています。
2	日野町	3町の住民は、反対の意志を署名・議会への陳情を行っている。町民の切なる願いである。議会も、町長も、大変慎重に考慮した結果の反対表面である。残念なのは、全町民です。3町の住民です。「ご理解」で押し切るのか！！	3町の住民の中には賛成、反対の意見が混在しており、故に伯耆町においては賛成陳情と反対陳情の両方が町議会において趣旨採択を受けております。江府町および日野町においては反対陳情の趣旨採択(日野町は採択)がなされていることは承知しておりますが、今回の説明会、今後の説明会や勉強会を通じて多くの方にご理解いただけるよう努めてまいります。 説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として今後も最優先に取り組みます。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的ご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存であり、ご理解で押し切るつもりは毛頭ございません。
3	日野町	・人間のご都合主義でこれ以上自然破壊するな。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。自然をこれ以上壊してはいけないというお気持ちは、私たちも真剣に受け止めています。事業によって自然環境が損なわれるのではないかと―その懸念は当然のものであり、まずはそのお気持ちに寄り添いたと思います。 私たちは、自然環境への影響を軽視することは決してありません。事業の検討にあたっては、動植物・地形・水環境などについて2年以上の現地調査を行い、事業によってどのような影響が生じ得るのかを科学的に評価しています。これらの結果は、住民の皆さまへの説明だけでなく、鳥取県や国による環境影響評価の審査を受け、有識者の視点からも厳しくチェックされます。 また、審査内容や地域の皆さまからのご意見を踏まえて、必要と判断される場合には、環境への負荷を最小限に抑える措置を検討・実施します。 事業を進める前提として、「自然への影響をできる限り小さくすること」は欠かせないものと考えています。 もし差し支えなければ、どの点について「自然破壊」と感じられたのか(例:伐採、土砂流出、動植物への影響、景観など)、具体的にお聞かせいただければ幸いです。いただいたご懸念をもとに、調査結果や対策内容を丁寧に説明し、必要であれば追加の検討も行ってまいります。 本事業の区域には人工林が多く含まれており、管理が行われないまま放置されると、森林の荒廃や土砂災害リスクが高まる場合があります。そのため、風車や管理道路の整備にあたり、地域の林業活動や森林管理にも役立つ可能性を関係機関と協議しながら検討しています。 今後も、鳥取県や自治体、林業関係者、そして地域の皆さまとの対話を重ね、自然環境と地域の暮らしの両方に配慮した形で事業を進めることをお約束します。
4	日野町	・知床のオオワシ(国の天然記念物、絶滅危惧種)がバードストライクで傷ついて飛べなくなった鳥が昨年4月ごろ30～40羽、死骸が見つかっただけで23年5月から今年3月まで1羽。オシドリもバードストライクする可能性がある なくなるかも。	■オオワシのバードストライクについて 環境省北海道地方環境事務所では平成15年度以降、北海道でのオオワシを含む海ワシ類のバードストライク発生件数を記録しており、2023年度は8件、2024年度は17件発生しました。「知床のオオワシ(国の天然記念物、絶滅危惧種)がバードストライクで傷ついて飛べなくなった鳥が昨年4月ごろ30～40羽、死骸が見つかっただけで23年5月から今年3月までで1羽」というデータは、少なくとも公的統計・主要報道・公表資料では確認できず、出どころを特定することは現時点ではできませんでした。 ■オシドリへのご懸念について 日野町の町の鳥であるオシドリが主たるご懸念と理解して回答いたします。 現時点で風車がオシドリに与える影響として衝突数はゼロに近いと考えております。 理由としては過去の野鳥の調査では事業実施区域内で55個体、区域外で160個体のオシドリを確認しているものの、事業実施区域内において、風車の羽根の回転域を含む高度(地表から24.5m～195.5m)でのオシドリの飛翔は確認されておらず、風車の羽根への衝突の可能性は極めて低いと想定されているためです。この点についてはオシドリの習性として湖沼畔や渓谷の洲を好む点とも合致するため風車の設置によるオシドリへの影響は小さいと考えていますが、引き続き、オシドリなどの希少な野鳥のバードストライク発生確率が低くなるよう、風車配置を検討します。運転開始後にバードストライクが発生した場合は、速やかに原因究明及び追加の対策を行います。
5	日野町	・日野病院、保育園、学校が近くにあり悪影響がでるおそれがある	日野病院、保育園、学校を利用される方への生活環境への悪影響をご懸念されているという理解のもと、騒音、風車の影および電波障害について以下のとおりご回答いたします。 ①騒音・低周波音 ひのっこ保育所(風車からの離隔約2,060m)より風車に近い地点(風車からの離隔約2000m)で過去に騒音調査を実施した結果、騒音レベルが指針値を下回っていることを確認しました。その他、日野高等学校が一番近い風車より約2,600m、日野病院は約3,200m離隔があり、それぞれより近い地点(日野高等学校の代替地点は2,150m、日野病院の代替地点は2,000m)での騒音調査を実施しております。その結果、騒音レベルが指針値を下回っていることを確認しました。 ②風車の影 風車位置、地形、太陽高度等を基に計算した結果、ひのっこ保育所、日野高等学校および日野病院は影のかかる時間が短いと判断できる地域であり現地調査は不要と考え、実施していません。 ③電波障害 本計画による影響の可能性のあるエリアを対象として、現状のTV電波受信状況を調査した結果、影響がないことを確認しています。建設後に影響が出た場合でも事前のTV電波の受信状況(電波の強弱等)を把握しておりますので、速やかに対応可能です。 具体的にご懸念事項について各施設関係者の方よりお申し出があった場合は、内容について詳しくお伺いします。
6	日野町	・山が自然災害からまもってくれてると思ってる。その山にメスを入れたら大変なことに！しかも専門の先生が木をきくと土砂崩れがおきる可能性がある。保育園まで流れる恐れがある。そんな事になれば安原、津地、伯備線も大混乱になる(絶対反対)	弊社は土砂災害のリスクを最低限に留めるため、森林を含めた事業エリア内の土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域を回避して風車配置を検討しています。 土砂災害リスクを最低限に留めるため、上記4種類の区域および指定地を事前に回避して風車配置案を検討しています。土砂災害リスクを考慮した設計になっているかという点につきましては、林地開発許可申請時に災害・水害への防災機能が現況と同等以上となることが認められるかという審査が鳥取県にて実施されること、切土や盛土の設計についても鳥取県の盛土規制条例に基づき鳥取県にて審査されることから、弊社以外の専門家が設計の安全性を確認していただく制度となっています。なお、土砂災害へのご不安を解消すべく、代表2地点でボーリング調査を実施しました。2か所ともに、固い地質の層があることを確認した上で、これらの地層まで杭を打つことによって構造物の設置が可能である旨、地質に関する専門家の評価もいただきました。今後は、風車設置場所すべてにおいてボーリング調査を実施し、地盤の安全性を調査した上、設計を進めます。 本事業のアクセス道路造成により森林の管理用道路としての利用も考えられ、管理の行き届かない山林保全に寄与するものと考えております。
7	江府町	P.26 急斜面地崩壊危険区域について この危険区域をさけて設置計画を立案しているとの事だが、森林内にも危険区域があると思うが、そういった確認はされているのか？ 非常に不安である。	弊社は土砂災害のリスクを最低限にとどめるため、森林を含めた事業エリア内の土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域を確認したうえでこれらのエリアを回避して風車配置を検討しています。 土砂災害リスクを最低限にとどめるため、上記4種類の区域および指定地を事前に回避して風車配置案を検討しています。土砂災害リスクを考慮した設計になっているかという点につきましては、林地開発許可申請時に災害・水害への防災機能が現況と同等以上となることが認められるかという審査が鳥取県にて実施されること、切土や盛土の設計についても鳥取県の盛土規制条例に基づき鳥取県にて審査されることから、弊社以外の専門家が設計の安全性を確認していただく制度となっています。なお、土砂災害へのご不安を解消すべく、代表2地点でボーリング調査を実施しました。2か所ともに、固い地質の層があることを確認した上で、これらの地層まで杭を打つことによって構造物の設置が可能である旨、地質に関する専門家の評価もいただきました。今後は、風車設置場所すべてにおいてボーリング調査を実施し、地盤の安全性を調査した上、設計を進めます。

P.28 騒音・低周波音について

観察の位置が風車の位置から高低差があり、このデータでは騒音レベルが計測されていないのではと思われる。高い位置でも、計測すべきでは。又、低周波が農作物、鳥等(ペット)に影響はあるのか？



8 江府町

風力発電機による騒音や低周波音が農作物や鳥等のペットに悪影響を与えるといった研究結果は把握しておりません。また、北栄町にも町営の風車があり、近くでは畑があり農作業が行われておりますが、収量が大きく低下したといったクレームが町役場にあるといった公開情報はなく、民間企業に発電所を譲渡する際に地権者および自治会へ説明をした際にも1人を除いてすべての地権者が風車を残すことに問題ないと考えていることが議会の資料として残っており、参考となる資料であると考えております。高台で騒音調査を行うべきではないかというご指摘についてですが、騒音は距離が離れれば弱くなります。風車を設置する稜線から谷部を挟んだ反対側の稜線までは、通常、谷部を含むため、谷部にある住宅までの距離より遠くなりますので、谷部にある住宅での測定を行えば問題ないと考えています。もし、反対側の稜線にある高台でご懸念の地点があれば具体的にご教示ください。風車からの距離、地形等をもとに測定が必要な場所であるかどうかを検討いたします。

9 江府町

P.60 水の増加量について

この地域の雨量は、大都市のゲリラ豪雨に勝る雨量がある場合がある。1.5%増では対応できないと思う。調整池も計画より大きい物が必要となると思う。排水溝が詰まると思います。

本計画で用いている降雨強度(57.4~66.3mm/h)は、国が定める「確率降雨強度式」に基づき、数十年分の観測データから算出される30年確率の標準的な設計値です。一方で、住民の皆さまからご指摘いただいたように、1時間80mmを超える雨や、全国各地で100mm/hを超える豪雨が発生する事例も増えており、気候変動により極端な大雨が増加していることは確かに事実です。こうした状況を踏まえ、国や鳥取県では、将来の降雨量の増加を見越し、設計時には確率降雨強度に1.1~1.2倍の変化倍率を掛けるよう基準を定めています。本計画でもこの方針に沿って設計を行っていきます。また、排水施設の設計では、土砂の流入を見越して「水深の8割」で計算することや、安全率1.2以上を確保するなど、余裕を持たせた設計としています。■「1.5%」という数字の意味についてご質問にあった「1.5%では対応できないのでは」というご懸念について、まずこの数値が示す意味を丁寧にご説明いたします。「1.5%」とは、“降る雨そのものが1.5%しか増えない”という意味ではありません。この数字は、流域全体(約5,584ha)のうち、土地改変により保水力が低下する面積がどれだけ上乗せされるかを表しています。風車や道路などの造成によって保水力が低下する面積は約64haであり、これに流出の増加を見込んだ係数(1.3)を掛けると83.2haとなります。これが流域全体の約1.5%に当たります。つまり、豪雨そのものの量が1.5%しか増えないという意味ではないこと、流域の中で保水力が下がる区域が1.5%であるということを示した数字になります。

■調整池の必要性と維持管理について

本計画では、こうした設計基準に加えて、流域ごとに下流側の排水能力も踏まえて調整池の必要性を詳細に検討いたします。これまで弊社が着工した他事業では調整池を設置した例はありませんが、本案件では鳥取県河川課と協議し、必要と判断されれば調整池を設置いたします。また、「排水溝が詰まるのではないか」というご懸念については、私たちが非常に重要な点だと考えています。

土砂堆積を前提にした余裕ある設計、大雨の後の臨時点検、土砂や落ち葉の撤去などの維持管理、

といった取り組みを徹底し、豪雨時にも排水機能がしっかり働くよう管理してまいります。地域の皆さまが不安を抱かなくて済むよう、設計・管理の両面から対策を行ってまいります。

10 江府町

P.67 杭基礎の撤去について

基礎工事が大きい風車を撤去される場合はこの基礎の部分も撤去されるのか？

杭基礎は深層の支持層まで一体化した堅固な構造物です。全引抜きを行う場合、大口径の掘削による周辺地盤への影響、膨大な建設廃棄物の発生といった環境負荷が懸念されます。そのため、地盤安定性の維持と環境保護を優先し、支持杭は地中に存置する計画です。ただし、地権者様の将来的な土地利用(植林・作道や再建築等)を阻害しないよう基礎コンクリートの撤去深さについては個別に地権者の要望の確認や行政と廃棄物処理法等の協議を行い設定いたします。

11 日野町

仮称 鳥取西部風力発電事業

完成後は鳥取西部風力合同会社が所有、管理されますか  
合同会社の資本金？出資金は？

ご認識のとおり、鳥取西部風力発電事業の開発・運営に必要な許認可や契約は、鳥取西部風力合同会社名義で取得又は締結をいたしますので、鳥取西部風力合同会社が発電施設等を所有のうえ、風力事業を管理・運営いたします。現在の資本金の額は100,000円です。なお、資本金は合同会社の設立時に、社員(株式会社という株主)から払い込まれた額であり、実際の預貯金の残額ではありません。

12 日野町

どうしても近年想定外の気候害が発生しております。(線状降水帯)

アクセス道路の崩壊【判読不可】、196m風車の倒解は“ふっしょく”できません

近年、線状降水帯による豪雨など、これまでの想定を超える気候災害が全国各地で発生しており、アクセス道路の崩壊や高さ196mの風車倒壊をご心配されるお気持ちは、私たちも真摯に受け止めています。本事業ではまず、風車ヤードを安定した切土の地盤に構築し、雨水が集中しないよう排水路や側溝を適切に配置することで、豪雨時の浸水・崩壊リスクを低減する設計としています。アクセス道路についても、斜面安定や排水処理を踏まえた土木設計を行い、安全性を確保してまいります。また、本計画で用いている降雨強度(57.4~66.3mm/h)は国の確率降雨強度式に基づく30年確率の標準値ですが、近年は80mm/h以上、あるいは100mm/hを超える豪雨も各地で発生しています。これを踏まえ、国および鳥取県は将来の降雨増加を考慮して1.1~1.2倍の変化倍率を設計に適用する方針を示しており、本開発でも同基準を採用しています。さらに排水施設は土砂流入を考慮した8割水深での計算や安全率1.2以上の確保など、余裕を持った設計としています。これらを降雨強度に換算すると、実質的には約95~110mm/h程度の豪雨に対応できる水準を確保している計算となります。

13 日野町

P52 現状回復は県への積み立て制度を言われましたが、その積立額はいくらか。  
合同会社を倒産させたら終了で地元では何も対応できません。

説明会では、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に基づく、斜面の崩落、発電施設の放置など不測の事態に備える保証金の預託の義務付け制度について言及いたしました。保証金の額は「事業費の5%」又は「事業区域面積1haあたり200万円」のいずれか高い額と規定されております。事業者は保証金を定期預金に預入れをしなければならず、鳥取県は、当該預金に対し、質権を設定します。万が一、合同会社が倒産した場合においても、質権が設定されているため、倒産手続にかかわらず、県は、質権を設定した定期預金から優先的に弁済を受けることができるので、合同会社が倒産したら「終了」ではありません。

また、鳥取県条例とは別に、2027年度を目的に義務化が見込まれる風力発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理費用の積立制度がございます。2025年9月30日付け資源エネルギー庁が作成した「再生可能エネルギーの地域との共生について」資料2([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/076\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/076_02_00.pdf))には、大要、以下が記載されており(13頁)、具体的な金額の水準は公表されていませんが、既に義務化が開始している太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度においては、廃棄等積立を行う金額の水準は、資本費(初期投資額)の5%とされています。・風力発電設備の廃棄等費用積立制度を義務付ける措置が2027年4月を目的に施行される。・風力発電設備に対する措置の整理(案)として「風力発電設備についても、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準の積立てを求めることを軸に、積立金額を決定することとする。」太陽光発電設備に係る積立金は「事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せない」制度設計となっており(19頁)、風力発電設備についても同様の考え方が適用されれば、事業者である合同会社が倒産した場合においても、積立金に影響を及ぼさないものと考えます。

		質問ではなく意見
14	記載なし	町長の反対表明を受けてからの説明会は任意であってもあまりにも不誠実。風力設備の変更について何の説明もなかったのは致命的

15	日野町	事業の事、環境について災害・健康それぞれの時項について書面上での事は解りましたが、人間一人一人感じる事(電磁波)は別々です	「事業の事、環境について災害・健康それぞれの時項について書面上での事は解りました」とのこと、ご理解いただきありがとうございます。聞き慣れない言葉もあったかもしれませんが、ご不明点がございましたらお気軽に弊社までご連絡くださいませ。また、風車から放射される電磁波が周辺住民の健康へ悪影響を与えるかというご懸念点についてですが、影響を示す根拠に乏しく健康影響は確認されていない、という考えが主流となっております。その理由として風車から発生する電磁波は、一般公衆の参照規制値に比べ桁違いに小さいレベルであり、仮に個人差として10倍を考慮しても影響を生じることはないと考えられているためです。本事業において考慮が必要な項目として電磁波に関しては選定されておらず、県や国の審査会においても電磁波の健康への影響を考慮するよう指摘は受けておりません
----	-----	---	---

16	日野町	何故鳥西部？に白羽がついたのか？ 鳥根県等で断られたから？ 山の上(頂上)にわざわざ建てる必要性があうのか？	なぜ鳥取西部のこの地域で風力発電事業を計画したのかというご質問と推察します。本事業地は、2018年より固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性がある場所として検討を進めてきました。また、電力の系統連系枠(空き容量)が存在していたことも、選定理由の一つです。加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所にも風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。さらに、山の頂上に建設する理由としては、遮蔽物がなく風況が良いためです。また、どこかの地域で断られたから事業地を変更するといった経緯はございません。
----	-----	--	---

17	日野町	配慮書、方法書に従って心配する環境影響調査の懸念を町長に申し上げ県知事を通じて経産省から勧告が出ます。この度の変更についての心配事は町を通じ経産省にあがるためにも正しい変更を出されるべきと思う	ご指摘のとおり、今回ご説明した事業内容の変更に加え、県知事および経済産業大臣の意見を踏まえた対応については可能な限り環境影響評価準備書に反映のうえ、経済産業省へ提出します。
----	-----	--	--

18	日野町	②山の頂上への風車設置で雲海が出ないのではと思います。それと下の田畑への【判読不可】気で農作物に影響が出ると考えられますが、どうでしょうか	風車を設置することによって雲海が発生しなくなる可能性は低いと考えております。雲海の発生する条件は複数ありますが、基本的な仕組みとしては水蒸気を含んだ空気が放射冷却などで下層で冷やされ水滴となり上層部の暖かい空気の層に上昇を阻まれることで発生します。風車を設置したとしても空気が乾燥したり地表面が冷えないといった事象は生じないことから、ご懸念されている事象はご心配に及ばないと認識しております。また、田畑への影響へのご懸念につきましては、弊社の事例ではありませんが、北栄町にも町営の風車があり、近くでは畑があり農作業が行われておりますが、収穫量が大きく低下したといったクレームが町役場にある旨が記載された公開情報は確認できませんでした。具体的にご懸念されている影響をご教示いただけますでしょうか。過去事例も含めて弊社が可能な限り調査を行います。
----	-----	---	---

19	日野町	③地震災害に対する懸念＝日野町は2000年の地震の発生で大災害を受けました。今後もあのような地震が発生すると考えられます。懸念があります。	2000年10月に発生した鳥取県西部地震において、日野町根雨ではM7.6(震度6)を観測しており、ご懸念はもっともでございます。日本の風車(タワーおよび基礎)設計の安全認証(ウィンドファーム認証(WFC)と呼びます)においては、台風および地震多発国である日本の自然状況に応じて、台風はClass-T、地震はClass-Sという、他国より厳しい(作用力の大きい)基準で認証審査が実施されます。Class-S基準を仮に震度に換算すると概ね、震度6強に相当するため、鳥取西部地震相当の地震力に耐えられる形で認証審査されることとなります。WFCプロセスでは、風車設置箇所で行われた地質調査(ボーリング調査)の結果から得られる、その場所特有の地盤特性も考慮したうえで審査されること、WFCは国が定めた第三者機関で認証審査が行われ、認証されなければ風車を建設することができない仕組みとなっているため、どうかご安心いただければと存じます。
----	-----	---	--

20	日野町	説明はよくわかりましたが、私たちの声を聞いてください	説明はよく分かったとのこと、誠にありがとうございます。本事業計画は、住民の皆さまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点から、事業計画を作り上げていく仕組みとなっております。■環境影響評価制度について(1)環境影響評価法環境影響評価制度は、「事業者が環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表した上で、国・自治体・国民の意見を聴き、それらを踏まえて事業計画を検討する手続」であると明確に規定されています。この法律に基づき、事業者は配慮書・方法書・準備書の各段階で、住民等の意見を聴取し、方法書等の記載事項について検討を加える必要があります。したがって、住民の皆さまからのご意見は「聞き置く」ものではなく、検討を行うものとして扱われます。【参照先条文】環境影響評価法配慮書：第3条の3～第3条の7の枠組み＋主務省令手続方法書：第5～10条の枠組み＋主務省令手続準備書：第14～20条の枠組み＋主務省令手続評価書：第21～24条＋主務省令手続事業計画への反映：第1条(目的)(2)国による規制監督の強化風力発電を含む発電所の環境影響評価では、環境影響評価法に基づく環境大臣(国)の意見に加え、電気事業法に基づく特例規定が適用され、経済産業大臣(国)が住民意見等を踏まえて勧告や審査を行う仕組みが設けられています。■弊社としての姿勢上記のように住民の皆さまのご意見は、法律上も制度上も、事業計画の見直しに直接影響し得る重要なものとして位置づけられていると考えております。私たち事業者としても、いただいたご意見を誠実に受け止め、必要に応じて計画の変更も含めて検討し、説明や対話を重ねながら地域の皆さまと共に丁寧に進めてまいります。【参照先条文】・電気事業法 第46条の8、第46条の14(方法書・準備書手続に関する勧告)・(評価書関連)電気事業法 第46条の17(変更命令)
----	-----	----------------------------	--

2025年7月3日に実施した3町長合同面談において、弊社から3町長へご説明したとおり、弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経産省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(≒風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立できる計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろにようやく”変更計画”を固めるに至りました。当初より弊社から町に対しては「7月時点ではようやく30回目のSTEP3(風車配置、概略土木設計、事業性再評価)が終わったばかりであり、一番重要な地元住民の方々への環境影響予測・評価(31回目のSTEP1、2)をお伝えすることができないため、3町長合同説明会の時期はもう少し待っていただきたい、10月頃とさせていただきたいと複数回申し上げました。しかし結果として弊社の依頼は3町長に受け入れていただくことができず、変更計画の一部(変更された風車配置および風車の大きさ)のみを7月3日にお伝えすることとなりました。その結果”風車の大型化と配置変更”のみが大々的に報道され、3町長の反対表明につながりましたことについて、弊社としては大変残念に思っております。このように、事前に該当の町に説明しなかった理由は、STEP①②③の3つすべてが成立する変更計画を固めることに時間を要したためとなります。一方で、過去30回にわたる設計変更の過程を、自治会単位での説明にとどめ、町長あるいは町民全体にご説明できていなかった点については、変更した計画を頻回にお伝えすることによって地域の皆さまの混乱を招くことを懸念したためでございますが、結果的に検討時間が長期化してご説明のタイミングが大きく遅れたことについては大いに反省しております。今後はこのようなことがないよう、計画に変更が生じた場合は速やかに住民説明会を開催し、できる限り広範囲の皆さまへ一斉に情報発信していく所存です。なお、2025年9月と12月に実施させていただいた計4回の説明会において、風力設備の変更についてご説明させていただいていることも併せてお伝えいたします。今後も忌憚のないご意見をいただけますようどうかよろしく願いいたします。

「事業の事、環境について災害・健康それぞれの時項について書面上での事は解りました」とのこと、ご理解いただきありがとうございます。聞き慣れない言葉もあったかもしれませんが、ご不明点がございましたらお気軽に弊社までご連絡くださいませ。また、風車から放射される電磁波が周辺住民の健康へ悪影響を与えるかというご懸念点についてですが、影響を示す根拠に乏しく健康影響は確認されていない、という考えが主流となっております。その理由として風車から発生する電磁波は、一般公衆の参照規制値に比べ桁違いに小さいレベルであり、仮に個人差として10倍を考慮しても影響を生じることはないと考えられているためです。本事業において考慮が必要な項目として電磁波に関しては選定されておらず、県や国の審査会においても電磁波の健康への影響を考慮するよう指摘は受けておりません

なぜ鳥取西部のこの地域で風力発電事業を計画したのかというご質問と推察します。本事業地は、2018年より固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性がある場所として検討を進めてきました。また、電力の系統連系枠(空き容量)が存在していたことも、選定理由の一つです。加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所にも風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。さらに、山の頂上に建設する理由としては、遮蔽物がなく風況が良いためです。また、どこかの地域で断られたから事業地を変更するといった経緯はございません。

ご指摘のとおり、今回ご説明した事業内容の変更に加え、県知事および経済産業大臣の意見を踏まえた対応については可能な限り環境影響評価準備書に反映のうえ、経済産業省へ提出します。

風車を設置することによって雲海が発生しなくなる可能性は低いと考えております。雲海の発生する条件は複数ありますが、基本的な仕組みとしては水蒸気を含んだ空気が放射冷却などで下層で冷やされ水滴となり上層部の暖かい空気の層に上昇を阻まれることで発生します。風車を設置したとしても空気が乾燥したり地表面が冷えないといった事象は生じないことから、ご懸念されている事象はご心配に及ばないと認識しております。また、田畑への影響へのご懸念につきましては、弊社の事例ではありませんが、北栄町にも町営の風車があり、近くでは畑があり農作業が行われておりますが、収穫量が大きく低下したといったクレームが町役場にある旨が記載された公開情報は確認できませんでした。具体的にご懸念されている影響をご教示いただけますでしょうか。過去事例も含めて弊社が可能な限り調査を行います。

2000年10月に発生した鳥取県西部地震において、日野町根雨ではM7.6(震度6)を観測しており、ご懸念はもっともでございます。日本の風車(タワーおよび基礎)設計の安全認証(ウィンドファーム認証(WFC)と呼びます)においては、台風および地震多発国である日本の自然状況に応じて、台風はClass-T、地震はClass-Sという、他国より厳しい(作用力の大きい)基準で認証審査が実施されます。Class-S基準を仮に震度に換算すると概ね、震度6強に相当するため、鳥取西部地震相当の地震力に耐えられる形で認証審査されることとなります。WFCプロセスでは、風車設置箇所で行われた地質調査(ボーリング調査)の結果から得られる、その場所特有の地盤特性も考慮したうえで審査されること、WFCは国が定めた第三者機関で認証審査が行われ、認証されなければ風車を建設することができない仕組みとなっているため、どうかご安心いただければと存じます。

20	日野町	説明はよくわかりましたが、私たちの声を聞いてください	説明はよく分かったとのこと、誠にありがとうございます。本事業計画は、住民の皆さまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点から、事業計画を作り上げていく仕組みとなっております。■環境影響評価制度について(1)環境影響評価法環境影響評価制度は、「事業者が環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表した上で、国・自治体・国民の意見を聴き、それらを踏まえて事業計画を検討する手続」であると明確に規定されています。この法律に基づき、事業者は配慮書・方法書・準備書の各段階で、住民等の意見を聴取し、方法書等の記載事項について検討を加える必要があります。したがって、住民の皆さまからのご意見は「聞き置く」ものではなく、検討を行うものとして扱われます。【参照先条文】環境影響評価法配慮書：第3条の3～第3条の7の枠組み＋主務省令手続方法書：第5～10条の枠組み＋主務省令手続準備書：第14～20条の枠組み＋主務省令手続評価書：第21～24条＋主務省令手続事業計画への反映：第1条(目的)(2)国による規制監督の強化風力発電を含む発電所の環境影響評価では、環境影響評価法に基づく環境大臣(国)の意見に加え、電気事業法に基づく特例規定が適用され、経済産業大臣(国)が住民意見等を踏まえて勧告や審査を行う仕組みが設けられています。■弊社としての姿勢上記のように住民の皆さまのご意見は、法律上も制度上も、事業計画の見直しに直接影響し得る重要なものとして位置づけられていると考えております。私たち事業者としても、いただいたご意見を誠実に受け止め、必要に応じて計画の変更も含めて検討し、説明や対話を重ねながら地域の皆さまと共に丁寧に進めてまいります。【参照先条文】・電気事業法 第46条の8、第46条の14(方法書・準備書手続に関する勧告)・(評価書関連)電気事業法 第46条の17(変更命令)
----	-----	----------------------------	--

		ヒメボタルは湿った環境を好む陸生のホタルであることから、改変面積を極力小さくし、生息環境を保全するよう努めます。
21	日野町	安原地区、ヒメボタル分布調査は？

22	日野町	我が集落の裏山にはヒメボタルの生息し池にも稀少な動植物が広域にあります。町内にはオシドリ、他にもそうした存在があり、風車がそれらに与える影響を示してほしい。
----	-----	--

23	日野町	(質問20)関連して南部町には保護すべき自然環境があって当初契約から除外したのか？
----	-----	---

環境影響評価方法書の提出後における事業計画の変更経緯は以下のとおりです。  
①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆様の声があったことを踏まえ、事業実施予定区域の縮小について検討を開始  
②事業実施予定区域の面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア(東側と呼びます)と伯耆町・南部町のエリア(西側と呼びます)も含めた風速や想定年間発電量を試算  
③②の結果、伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋のほうがより多くの発電量を見込めると判断し、風車配置案を再検討  
④③の結果、南部町が事業実施予定区域から外れることとなる。  
南部町を計画地から除いた理由は上記③および④に記載のとおり、事業性(風速や設備稼働率を踏まえた年間発電量の推測結果)の観点によるものです。現在、弊社は伯耆町・江府町・日野町の3町の土地を利用した風車配置であれば事業性が確保できる可能性が高いという判断のもと、いずれも計画地から外しておりません。  
山の中で切土、盛土することによる生態系への影響が「全くない」とは言えませんが、弊社は事業エリアの大幅な縮小や動植物の調査を踏まえた、より環境負荷が小さい位置での風車設置の検討など、方法書の公告縦覧以降、生態系への影響の低減に努めてまいりました。準備書を提出した際には審査委員会の専門家・有識者の皆様から審査いただき、影響があると判断された場合には、さらなる回避・低減・代償措置の検討を行います。

24	日野町	本日配布の資料等が転記不可となっているが自信のある事業計画ならば拡散OKとすべきではないのか
----	-----	--

25	日野町	太陽光発電事業もされているとの事。地域のいたる所で太陽光発電、風力発電の施設が建てられている。急激な温暖化。大雨、大洪水の災害が増えているがその影響が出ているのではないのか。地球は人間だけのものではない
----	-----	---

再生可能エネルギー発電施設の建設による山林開発や土地造成が、急激な温暖化や異常気象、それに伴う気象災害の主因であるという科学的根拠はありません。むしろ、効果が現れるまでに時間はかかるものの、二酸化炭素の排出が少ない再生可能エネルギーによる発電は、温暖化や異常気象、それに伴う気象災害を低減させるものと考えています。温暖化の主因は人間活動による温室効果ガス(GHG)排出であり、産業革命以降の人為起源の排出により、世界平均気温は1850～1900年比で2011～2020年に約+1.1℃上昇しました。  
2019年の正味の人為起源GHG排出量は1990年比で+54%増加し、とりわけ化石燃料の燃焼と工業プロセス由来CO2の寄与が最大となっています。この根本原因を断つためには、ライフサイクルでの排出原単位が桁違いに低い再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠であり、弊社のプロジェクトはその具体策のひとつであると考えております。また、一般的なライフサイクル排出量を比較しても風力がkWhあたりの二酸化炭素を10～20g排出するのに対して天然ガス火力はkWhあたり400～500g、石炭火力は800～1,000gとされています。このように技術・立地・運転条件で上下しますが、再エネは化石燃料より1桁以上低いというのが世界での評価となっています。工事を行う以上、生態系への影響をゼロにすることはできません。しかし、工事前から2年以上にわたる環境調査を実施し、工事中および運転開始後に生態系へどのような影響が及び得るかを予測・評価を行い、可能な限り環境に配慮し負荷を低減いたします。

26	日野町	風車製造・建設・運搬～撤去(ブレード等の処理を含む)にかかるエネルギーペイバックタイムは何年を試算していますか？(CO2)
----	-----	---

1. 試算の前提  
・設備容量 143MW  
・設備利用率 20%  
・運転期間 25年  
・風力発電所建設のために伐採する森林(管理された人工林)面積 63.7ha  
・風力発電所が代替する電源 LNG火力

2. 試算結果  
1)各フェーズでのCO2排出量  
A)風車、変電機器の製造・輸送・据付・撤去・産廃処理:約6.8万t  
B)風車ヤード・基礎・アクセス道路などの土木工事:約2.3万t  
C)変電所、自営送電線敷設などの電気工事:約1.1万t  
D)25年間の運転維持管理:1.1万t  
E)森林が吸収するはずだったCO2量:0.56万t/年  
F)LNG火力が排出するCO2量:12.8万t/年

3. CO2ペイバックの計算  
(A+B+C+D)÷(F-E)=0.9年  
概ね1年でペイバックできる計算となりますが、本試算は概略計算であるため実際の値は前後する可能性があることご理解いただけると幸甚です。

27	日野町	計画されている風車の設計寿命としてそれに基づく事業期間は何年ですか？また事業終了後の風車を基礎の完全撤去にかかる費用とその積立方法についてどのように保全措置を講じていますか？
----	-----	---

初めに、風車の設計寿命について回答します。国が定めた第三者により行われる風車の安全認証(ウインドファーム認証)における設計寿命は20年となっております。合理的に考え得る範囲で最大の力が最大の頻度で風車に作用した場合の寿命を「設計寿命」と定義しています。実際には最大の力が最大の頻度で作用し続けることはないため、風車の「製品寿命」は25年以上で設定し、そのため、事業期間も25年として設定しています。運転中の維持管理を適切に行うことで、製品寿命は向上するため、事業期間終盤に設備を点検し状態が良好であれば、事業期間を延長する場合があります。近年は、風車メーカーが耐久性の向上を加味して「設計寿命25年」と独自に発表する事例もあることから、業界内での製品寿命を25年と仮定することは業界内では一般的と言えます。  
次に設備の撤去について回答します。説明会では、事業後の設備撤去に関し、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に基づく、斜面の崩落、発電施設の放置など不測の事態に備える保証金の預託の義務付け制度について言及いたしました。保証金の額は「事業費の5%」又は「事業区域名積1haあたり200万円」のいずれか高い額と規定されております。事業者は保証金を定期預金に預入れをしなければならず、鳥取県は、当該預金に対し、質権を設定します。万が一、合同会社が倒産した場合においても、質権が設定されているため、倒産手続きにかかわらず、県は、質権を設定した定期預金から優先的に弁済を受けることができるので、合同会社が倒産したら「終了」ではありません。  
また、鳥取県条例とは別に、2027年度を目的に義務化が見込まれる風力発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理費用の積立制度がございます。2025年9月30日付け資源エネルギー庁が作成した「再生可能エネルギーの地域との共生について」資料2([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/076\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/076_02_00.pdf))には、大要、以下が記載されており(13頁)、具体的な金額の水準は公表されていませんが、既に義務化が開始している太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度においては、廃棄等積立を行う金額の水準は、資本費(初期投資額)の5%とされています。  
・風力発電設備の廃棄等費用積立制度を義務付ける措置が2027年4月を目途に施行される。  
・風力発電設備に対する措置の整理(案)として「風力発電設備についても、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準の積立てを求めることを軸に、積立金額を決定することとする。」  
太陽光発電設備に係る積立金は「事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せない」制度設計となっており(19頁)、風力発電設備についても同様の考え方が適用されれば、事業者である合同会社が倒産した場合においても、積立金に影響を及ぼさないものと考えます。

耐風力について日本では、台風地域に適した設計とするため、2017年にJIS C1400系の規格が改定され、10分間平均風速57m/s(台風クラスの強風)を設計基準として扱うようになりまし。これは、日本が国際標準(IEC)に提案した台風対応クラスT(Class T、参照風速57.5m/s)に基づくものです。国際規格であるIEC 61400では、台風やハリケーンなどの極端な気象に対応するため、約290km/h(約80m/s)級の極端風速にも耐えられる設計が可能な特別設計クラスが規定されており、世界的にも安全性の高い設計体系が整備されています。

28 日野町 耐風力は何mか？  
その数値は過去何年の実績か？  
その数値は本当に安全か？

結論を申し上げますと、設計風速は「過去何年の実績」という考え方ではなく、国際規格に基づく設計条件+現地解析(SCA)により決まります。詳細は下記のとおりです。JISやIECの設計風速は、風車が20～30年の運転期間中に遭遇し得る極端風況を想定して設計条件が定められています。実際に建設する際は、設置地点の地形、これまでの観測データ、極値風速などの「現地固有の事象」を解析して、規格を満たす“その土地専用(一点物)”の風車設計が必要です。この解析はSCA(Site Condition Analysis: サイト条件解析)と呼ばれ、風車の種類と配置が確定して初めて実施できるため、本事業ではまだ実施していません。

数値の安全性についてのご懸念ですが、国内の風力発電設備は、日本海事協会(NK)によるウィンドファーム認証などの第三者認証を受けます。認証では、①JIS・IECの規格に準拠した設計か②台風や極端風速への対応が適切か③構造強度・制御システムの安全性が確保されているか、が審査され、安全性は第三者機関によって担保されます。

29 伯耆町 騒音・低周波について、その調査方法が不明確であり予測値の算出方法が明示されていないので、全く信用できないものである。実際に仮の騒音源を設置してデータを取るような方法が無いと信用できない。再調査して改めて示してほしい

弊社(調査受託者:日本気象協会)は、環境省のマニュアル・指針と国際規格に則り、測定(実測)と予測(音の伝搬計算)を組み合わせて評価しています。結論として、ご要望のあった「仮の騒音源を設置する再調査」は、規格上も実務上も標準的ではなく、妥当性・再現性に乏しいため採用していません(後述)。代わりに、国際的に標準化された音源特性の測定と屋外伝搬の工学的予測を用い、残留騒音(背景音)に対する増分を評価するのが、環境省の公式指針に沿った考え方です。予測に当たっては、風力発電機が発電する風速と出現する風の向きなど風況データを用いて予測地点である住宅が風力発電機の風下に当たると(風車から住宅の方向に向けて風が吹いていると)仮定して住宅への影響が最大となる条件のもと行っています。発電所の運転開始後も騒音・低周波音については事後調査を行い、準備書でお示した予測評価の値より悪化する場合は住宅への防音工事の実施など影響の低減措置を講じます。「仮の騒音源を設置する再調査」を探らない理由といたしましては以下の3点を挙げさせていただきます。

1. 規格・指針にない手法
2. 再現性・相似性の問題
3. 国際・国内の標準は「実測+伝搬予測」

環境省の測定マニュアル・指針やISO 9613-2は、実在の風車音源の測定・モデル化を前提に設計されています。実際に模擬音源を置くためには、地上100m付近に測定のための音源を設置する工事が必要になり、現実的ではありません。

風車の音は、羽の回転で強弱がいたり、細い音が混ざったりするため、とても複雑です。そのため、地上のスピーカーでは本物の風車の音をそっくり再現することはできません。スピーカーで再現した音を使うと、実際の風車とは違う結果になってしまい、正確な判断ができなくなるため、この方法は採用していません。

世界的にも、音源パワーはIEC/JISで測定し、受音点の将来レベルはISO 9613-2で予測するワークフローが、風力に限らず工場騒音・建設騒音・道路鉄道などの環境騒音評価の標準です。

30 伯耆町 景観について何か所ものモニタージュ写真を示してあるが、そのほとんどが風車の大きさが小さすぎる印象があり信用できない。ごまかしのない実際的なモニタージュ写真を示してほしい

環境アセスを手掛ける専門調査会社の日本気象協会様に委託してフォトモニタージュを作成していますので、弊社の都合で作成したものではない、正しいモニタージュです。また例として庄神社付近から確認できる鉄塔の高さを60m、撮影場所からの距離を約200mと仮定すると視野角が15度程度で、見る人に圧迫感を与えます。それに対して同じ場所から見える一番近い距離の風車はおよそ2km先にあり、かつ植生によって見えている風車は3分の1程度となるため、相対的に風車は鉄塔より小さく見えることとなります。実際の大きさに対し小さいという印象を持たれたとのこととは事業者としても大変参考となる情報となりました。

31 日野町 説明された「4-1 ポーリング調査結果と考察」が配布資料に入っていないのはなぜか。

本件について一部の資料が投影のみとなりご不便をおかけしました点についてお詫び申し上げます。次回より投影した情報はできる限り紙資料に掲載してお示します。

32 日野町 工事中の騒音、災害等の対策はどのようになされるのか。地域住民として不安に感じる。

工事用車両および風車の部材を運搬する車両が通行する道路沿道におきまして、騒音および振動の現況調査を実施しています。予想される車両の通行量から地域に与える影響の予測を行う予定で、基準を超過しないように工事計画を進めますが、影響が懸念される場合は通行する車両の台数が短時間に集中しないようにします。また、走行速度を落とす等の対応も実施します。工事中の災害については、法令を遵守し、足場や資材の固定・点検を定期的を実施する等の対策を徹底します。地震・大雨・強風などの災害が予想される場合は作業を中止し、周辺への危険が及ばないよう迅速に対応します。なお工事期間中は、問い合わせ窓口を設け、気になる点やご意見をいつでも受け付けられる体制を整えます。今後も地域の皆さまの声を伺いながら、安心して生活いただける環境づくりに取り組んでまいります。

33 日野町 フォトモニタージュの映像で改めて195mの巨大さを感じたが、倒壊や雪状災害時の対応について示してほしい。

このたびは、フォトモニタージュ映像をご覧になり、改めて風車(全長約195m)の大きさに不安を感じられたとのこと、率直なお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。風車の倒壊リスクや雪氷時の安全性についての懸念は、自然なものだと受け止めております。当事業では、民家に最も近い風車の距離が700mとなる計画であり、風車ブレードの落下による民家への被害が生じることのないよう配慮しています。当事業では、地域の皆さまが山林を利用される状況を踏まえつつ、安全の確保と地域住民の方の利便性向上の両方を実現するため、風車間の管理用道路の出入口にはゲートを設置し、施錠による管理を行うことを想定しています。ただし、地域の皆さまが山林に立ち入りされる場合には、必要に応じてゲートを開放する、頻回に山林を出入りされる林業従事者様へは鍵を貸与させて頂くなど、柔軟に利用できるよう運用する方針です。その際、管理用道路を利用される方への安全を確保するため、以下のような安全対策を計画しております。

1. 風車の倒壊リスクへの考え方と対策

(1)最新の設計基準に基づく強度設計

風車は、国際規格(IEC規格)および日本国内の技術基準に基づき、想定される最大級の強風・地震にも耐えられる構造で設計されます。特に山陰地方では冬季の強風や突風も考慮し、地域の気象条件を踏まえた個別の構造検討を実施します。また、これらの設計条件(想定される最大級の強風や地震)や設計の結果が正しいか否かについて、ウィンドファーム認証というプロセスにおいて国が定めた第三者機関によって審査され、正しくない場合は設計条件の設定からやり直しとなります。審査に合格した発電事業しか着工できない制度です。

(2)24時間遠隔監視と自動停止システム

風車には、振動や強風(一定以上の風速)等、異常検知を自動で監視するセンサーが搭載されており、異常を検知した場合は自動的に停止する仕組みです。倒壊につながるような異常挙動については、事前に停止し安全を確保する構造となっています。

2. 雪氷災害(着雪・落水)への対策

山陰地方では冬季に雪氷が付着する可能性があるため、事故防止のための運用を以下のように行います。

- (1)気象状況の把握
- 気温・湿度・風速などの気象データを参考にし、雪氷付着が起こりやすい条件を把握する運用を行います。
- (2)状況確認のための設備活用
- 安全上の懸念があると判断される場合には、運転の調整(必要に応じた停止を含む)を行う場合があります。
- (3)予防的な運転判断

地域の気象特性を踏まえ、雪氷リスクが予想される際には、予防的に運転を控える判断を行うことがあります。

※ いずれも、気象条件や風車の状態を踏まえて総合的に判断し、広範囲の立入制限を常態化するものではありません

鳥獣害の増加と風力発電施設の稼働との関連性について、現時点で科学的に因果関係を示す知見は確認されていません。一方で、近年のクマの人里への出没増加については、専門家や行政の調査により人里に残された放置果樹(柿など)の存在や、里山管理の停滞に伴う餌環境の変化が一因と報告されています。例えば、放置された柿などの果樹がクマを人里に誘引する要因となっていることが報道されており、自治体でも対応が進められています。また、近年はブナ・ミズナラなど堅果類の不作やナラ枯れなどにより山中の餌が減少し、クマが人里の果樹や農作物に依存せざるを得ない状況が指摘されています。さらに、環境省や関係省庁が取りまとめたクマ対策においても、放任された果樹の管理が出没防止策のひとつとして明記されています。

当事業としても、これら最新の知見を踏まえつつ、引き続き野生動物に関する情報収集を継続し、地域の安全確保に資する取り組みを関係機関と連携して進めてまいります。

弊社が実施してきた環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの痕跡等については記録していますので、運転開始後に顕著に鳥獣害が増加した場合は原因究明の一助になると考えています。

当該事業の工事によって山からの動物が集落内に降りてきて住民の皆様へ弊害を与えていると疑われる場合は、まずは住民の皆様の安全確保を最優先に、自治体や関係機関(猟友会等)と連携しながら、状況の把握や情報共有、原因の整理に協力いたします。

そのうえで、被害の発生状況や時期・場所等を踏まえ、本事業との関係が疑われ、影響の可能性が否定できない場合には、関係機関と相談のうえ、必要な範囲で確認・調査を進め、被害の軽減に資する対応について検討してまいります。

なお、鳥害については、「風車そのものが鳥害を増やすというよりは、伐採・環境変化・人の活動増加・餌の減少などをきっかけに、鳥の行動範囲が変わり、結果として集落側に鳥が移動することで鳥害が発生する場合をご心配されて記載いただいたご質問であると理解しました。仮に農作物被害やフン害などの生活上の被害が発生した場合には、事業者としても生活環境保全の観点から積極的に支援・対策を行う方針です。具体的には、防鳥ネット・テープ等の設置等、農地での食害回避を目的とした資材提供・設置支援や誘導・追い払い(防鳥音・風など)等を想定しています。

ご期待をいただきありがとうございます。地域との共生を1丁目一番地とした風力発電事業を進めてまいります。今後とも忌憚のないご意見をいただけますようどうかよろしく願いいたします。

風力発電所の運転維持管理期間(最低20年)において、今回の説明会でご紹介させていただいた風車へのアクセス道路や風車ヤード周囲に配置する水路や沈砂池のメンテナンス、道路のり面の補修に代表される、土木工事系の維持管理業務において地元会社への業務委託あるいは地元雇用が生まれます。また電気工事系においても、弊社の稼働済み発電所の多くで、維持管理業務に必須となる電気主任技術者の方を地元雇用しております。併せて、風力発電所建設工事期間(約3.5年)においても、地元建設工事会社への業務委託を見込んでおります。建設工事期間中は多くの作業員や関係者の方々が3町を訪れることとなり、いわゆる交流人口が増加することから、飲食業、宿泊業等への経済効果も見込まれます。

34 日野町 鳥獣害への影響と住民への被害の関連性は不明確とあるが仮定として被害が発生した場合の対策は？

35 日野町 これからの時代を考えると自然エネルギーはとても重要だと考えます。風力発電が推進されることを心から期待しています

36 伯耆町 質問したのもうない。地元企業をよく活用してください